

第1回阿蘇市議会会議録

1. 平成31年2月12日 午前10時00分 招集
2. 平成31年2月12日 午前10時00分 開会
3. 平成31年2月12日 午前11時49分 散会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1番	佐藤和宏	2番	佐藤菊男
3番	児玉正孝	4番	甲斐純一郎
5番	立石昭夫	6番	竹原祐一
7番	岩下礼治	8番	谷崎利浩
9番	園田浩文	10番	菅敏徳
11番	市原正	12番	森元秀一
13番	大倉幸也	14番	田中弘子
15番	五嶋義行	16番	藏原博敏
17番	古木孝宏	18番	田中則次
19番	河崎徳雄	20番	湯淺正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋二
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
会計課長	大塚浩二	監査委員事務局長	種子野謙二
農業委員会事務局長	園田達也	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二
書 記 山 本 悠 未

議会事務局次長 山 本 繁 樹

9. 議事日程

臨時議長の紹介

開会（開議）

市長挨拶

議事日程の報告

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

10. 追加議事日程

開議宣言

議事日程の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 副議長選挙について

日程第 3 議席の一部変更について

日程第 4 会議録署名議員の指名について

日程第 5 常任委員会委員の選任について

日程第 6 常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

日程第 8 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

日程第 9 発議第 1 号 議会広報特別委員会の設置について

日程第 10 議会広報特別委員会委員の選任について

日程第 11 議会広報特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

日程第 12 阿蘇広域行政事務組合議会議員 5 人の選挙について

日程第 13 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第 14 提案理由の説明

日程第 15 同意第 1 号 監査委員の選任について

日程第 16 報告第 1 号 専決処分の報告について

日程第 17 議案第 1 号 工事請負契約の変更について

日程第 18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

午前 10 時 00 分 開会

臨時議長の紹介

○議会事務局長（石崎寛二君） おはようございます。私は、議会事務局長の石崎と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。つきましては、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。出席議員中、河崎徳雄議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

河崎徳雄議員は、議長席にご着席をお願いいたします。

開会宣言

○臨時議長（河崎徳雄君） ただ今ご紹介されました河崎徳雄です。地方自治法第 107 条の規定によって、議長が選挙されるまでの間、臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただ今から、平成 31 年第 1 回阿蘇市議会臨時議会を開会いたします。

日程に入ります前に、市長よりご挨拶の申し出があつてありますので、これを許したいと思います。

市長挨拶

○市長（佐藤義興君） 議員の皆さん、おはようございます。そして、平成 31 年第 1 回阿蘇市議会臨時会冒頭にあたってのご挨拶をさせていただきます。

合併して 15 年目に入り、今日の阿蘇市は相次ぐ自然災害からの復旧復興、そして発展・飛躍と、確かな実感をつかむ大切な時期を迎えてます。その現実の中、今回、阿蘇市合併以来、4 回目の市議会議員選挙が執行され、本日は前職 16 人の方と、新たに 4 人の方を迎えての初議会となりました。これから変化する時代を見据え、市民の皆様方の期待と信頼に真摯に応え、お互いの立場で魅力ある未来の阿蘇市をしっかりとつくっていきたいと思っております。

今後とも、どうかよろしくお願ひを申し上げ、冒頭にあたっての挨拶にさせていただきました。

○臨時議長（河崎徳雄君） ありがとうございました。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

日程第 1 仮議席の指定について

○臨時議長（河崎徳雄君） 日程第 1 「仮議席の指定について」を行います。

仮議席をただ今皆さんのが着席の議席といたします。

日程第2 議長選挙について

○臨時議長（河崎徳雄君） 次に、日程第2「議長の選挙について」を行います。

選挙の方法は、投票による方法と、指名推薦による2つの方法がありますが、選挙は投票で行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河崎徳雄君） 異議なしと認めます。

従って、選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（河崎徳雄君） ただ今の出席議員数は、20名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立ち会いに人に佐藤和宏君、並びに佐藤菊男君を指名します。

ただ今から、投票用紙をお配りします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（河崎徳雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河崎徳雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（河崎徳雄君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。議長選挙は全員が候補者であります。投票は単記無記名です。白票については、無効票とします。投票用紙に被選挙人の指名を記載、順次に投票をお願いいたします。

それでは、氏名を書いてください。

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（石寄寛二君） それでは、読み上げます。

1番、佐藤和宏議員。

2番、佐藤菊男議員。

3番、児玉正孝議員。

4番、甲斐純一郎議員。

5番、立石昭夫議員。

6番、竹原祐一議員。

7番、岩下礼治議員。

8番、谷崎利浩議員。

9番、園田浩文議員。

10 番、菅 敏徳議員。

11 番、市原 正議員。

12 番、森元秀一議員。

14 番、大倉幸也議員。

15 番、湯淺正司議員。

16 番、田中弘子議員。

17 番、五嶋義行議員。

18 番、藏原博敏議員。

19 番、古木孝宏議員。

20 番、田中則次議員。

最後に、臨時議長お願いします。13 番、河崎徳雄議員。

○臨時議長（河崎徳雄君） 以上 20 名です。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河崎徳雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

佐藤和宏君、並びに佐藤菊男君、開票の立ち会いをお願いいたします。前のほうにお越し
ください。

開票中のため、しばらくお待ちください。

〔開票中〕

○臨時議長（河崎徳雄君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 20 票。これは、先ほどの出席議員に符合しています。そのうち、有効投票 20 票、
無効投票 0 票。

有効投票のうち、湯淺正司議員、16 票。大倉幸也議員、3 票。竹原祐一議員、1 票。

以上のとおり、この選挙の法定得票数は 5 票です。従って、湯淺正司君が議長に当選され
ました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開放〕

○臨時議長（河崎徳雄君） ただ今、議長に当選されました湯淺正司君が議場におられます。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

承諾をお願いします。

告知をしました議長から、ご挨拶があります。

どうぞ、演壇にお願いいたします。

○議長（湯淺正司君） おはようございます。

議長就任にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただ今、多くの皆様からご信任をいただきまして、議長に選任していただき、身に余る光

栄に存じているところでございます。本当にありがとうございました。何分にも浅学非才の身ではございますが、皆様のご協力とお力添えをいただきまして、円滑な議会運営に尽力する所存ですので、一層のご指導・ご鞭撻を承りますようよろしくお願ひいたしまして、議長承認にあたってのご挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（河崎徳雄君） ありがとうございました。

議長が選任されましたので、これをもちまして臨時議長の職を終わらせていただきます。

どうもご協力ありがとうございました。湯淺正司議長、議長席にお着きお願ひいたします。

[議長交代 議事日程表配付]

○議長（湯淺正司君） それでは、この後の議事を、ただ今配付いたしました議事日程第1号の追加1によって行います。

追加日程第1 会期の決定について

○議長（湯淺正司君） 追加日程第1「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯淺正司君） 異議なしと認めます。

従つて、会期は本日1日間に決定いたしました。

追加日程第2 副議長選挙について

○議長（湯淺正司君） 追加日程第2「副議長選挙について」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票による方法と、指名推薦による方法がありますが、選挙は投票で行うことご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯淺正司君） ご異議なしと認めます。

従つて、選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（湯淺正司君） ただ今の出席議員数は20名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立ち会いに人に児玉正孝君、甲斐純一郎君を指名します。

ただ今から投票用紙をお配りします。

[投票用紙配付]

○議長（湯淺正司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯淺正司君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（湯淺正司君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。副議長選挙は、議長を除く全員が候補者です。投票は、単記無記名です。白票については、無効票とします。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、点呼に応じて順次に投票をお願いします。

それでは、氏名を書いてください。

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（石崎寛二君） それでは、読み上げます。

1番、佐藤和宏議員。

2番、佐藤菊男議員。

3番、児玉正孝議員。

4番、甲斐純一郎議員。

5番、立石昭夫議員。

6番、竹原祐一議員。

7番、岩下礼治議員。

8番、谷崎利浩議員。

9番、園田浩文議員。

10番、菅 敏徳議員。

11番、市原 正議員。

12番、森元秀一議員。

13番、河崎徳雄議員。

14番、大倉幸也議員。

16番、田中弘子議員。

17番、五嶋義行議員。

18番、藏原博敏議員。

19番、古木孝宏議員。

20番、田中則次議員。

最後に、議長お願いします。15番、湯浅正司議員。

○議長（湯浅正司君） 以上、20名です。

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯浅正司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。児玉正孝君、甲斐純一郎君、開票の立ち会いをお願いいたします。前の

ほうにお越しください。

開票中のため、しばらくお待ちください。

[開票中]

○議長（湯淺正司君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 20 票。これは、先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票 20 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、河崎徳雄議員、16 票。大倉幸也議員、4 票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 5 票です。従って、河崎徳雄君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開放]

○議長（湯淺正司君） ただ今、副議長に当選されました河崎徳雄君が議場におられます。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。承諾をお願いします。

告知をしました副議長の河崎徳雄君から、ご挨拶をお願いいたします。どうぞ、演壇にお願いいたします。

○副議長（河崎徳雄君） 一言ご挨拶申し上げます。

このたび、副議長に選任いただき、光栄に存じますとともに、身の引き締まる思いでございます。今後、議長を補佐しつつ、また執行部と議会、車の両輪のごとく本市の発展に向けて一生懸命頑張る所存であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（湯淺正司君） ありがとうございました。議席にお戻りください。

追加日程第 3 議席の一部変更について

○議長（湯淺正司君） 追加日程第 3 「議席の一部変更について」を行います。

議長、副議長の選挙に伴いまして、議席の一部を変更します。

その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（石寄寛二君） それでは、一部変更について、読み上げます。

13 番に大倉幸也議員、14 番に田中弘子議員、15 番に五嶋義行議員、16 番に藏原博敏議員、17 番に古木孝宏議員、18 番に田中則次議員、19 番に河崎徳雄議員、20 番に湯淺正司議員となります。

以上です。

○議長（湯淺正司君） 以上、朗読のとおり指定いたします。

追加日程第 4 会議録署名議員の指名について

○議長（湯淺正司君） 追加日程第 4 「会議録署名議員の指名について」を行います。会議録署名議員は会議規則第 88 条の規定によって、1 番、佐藤和宏君、2 番、佐藤菊男君を指名します。

追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

○議長（湯淺正司君） 追加日程第 5 「常任委員会委員の選任について」を行います。

常任委員会委員の選任については、選考委員会で調整した結果に基づき、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員の選任のため、暫時休憩をいたします。

全員、協議会室にお集まりをいただきたいと思います。

午前 10 時 34 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（湯淺正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、総務常任委員会委員に、河崎徳雄君、田中弘子君、園田浩文君、谷崎利浩君、立石昭夫君、湯淺正司。

次に、文教厚生常任委員会委員に、田中則次君、古木孝宏君、大倉幸也君、森元秀一君、甲斐純一郎君、児玉正孝君、佐藤和宏君。

次に、経済建設常任委員会委員に、藏原博敏君、五嶋義行君、市原正君、菅敏徳君、岩下礼治君、竹原祐一君、佐藤菊男君を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 異議なしと認めます。従って、各常任委員会の委員は、指名したとおりに選任することに決定いたしました。

追加日程第 6 常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

○議長（湯淺正司君） 追加日程第 6 「常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について」の報告を行います。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、総務常任委員会委員長、田中弘子君、同じく委員会副委員長に、園田浩文君。

文教厚生常任委員会委員長、森元秀一君、同じく委員会副委員長、大倉幸也君。

経済建設常任委員会委員長、五嶋義行君、同じく委員会副委員長、菅敏徳君。

以上のとおりです。

追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（湯淺正司君） 次に、追加日程第 7 「議会運営委員会委員の選任について」を行います。

議会運営委員会委員の選任について、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って 7 名を指名することになっております。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、古木孝宏君、藏原博敏君、五嶋義行君、田中弘子君、森元秀一君、谷崎利浩君、立石昭夫君を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 異議なしと認めます。従って、議会運営委員会の委員は、指名したとおりに選任することに決定しました。

追加日程第8 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

○議長（湯淺正司君） 次に、追加日程第8「議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について」の報告をいたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長、谷崎利浩君、副委員長、立石昭夫君。
以上のとおりです。

追加日程第9 発議第1号 議会広報特別委員会の設置について

○議長（湯淺正司君） 次に、追加日程第9、発議第1号「議会広報特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって、提案理由の説明及び委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 異議なしと認めます。従って、発議第1号は、提案理由の説明及び委員会の付託を省略することに決定しました。

お諮りします。本特別委員会は、議会の審議、活動状況を広く市民に周知することを目的に設置するものであります。つきましては、議会広報特別委員会の設置について、7名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、議員任期期間、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 異議なしと認めます。議会広報特別委員会の設置については、7名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、議員任期期間、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は、議会費予算範囲内にすることに決定しました。

追加日程第10 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（湯淺正司君） 次に、追加日程第10「議会広報特別委員会委員の選任について」を行います。ただ今、設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、総務常任委員会の委員長を委員長の職に充て、この他に各常任委員会より2名の推薦をもって議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会広報特別委員会の委員の選任について、田中弘子君、谷崎利浩君、立石昭夫君、大倉幸也君、甲斐純一郎君、菅敏徳君、佐藤菊男君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 異議なしと認めます。従って、議会広報特別委員会の委員は、指名したとおり選任することに決定しました。

追加日程第 11 議会広報特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

○議長（湯淺正司君） 次に、追加日程第 11 「議会広報特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について」の報告をいたします。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員長、田中弘子君、副委員長、菅敏徳君、以上のとおりです。

追加日程第 12 阿蘇広域行政事務組合議会議員 5 人の選挙について

○議長（湯淺正司君） 次に、追加日程第 12 「阿蘇広域行政事務組合議会議員 5 人の選挙について」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 異議なしと認めます。従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことになりました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。

それでは、阿蘇広域行政事務組合議会議員には、古木孝宏君、五嶋義行君、菅敏徳君、園田浩文君、谷崎利浩君、以上 5 人を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名しました 5 人の議員を阿蘇広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 異議なしと認めます。従って、ただ今指名しました 5 人の議員が阿蘇広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました 5 人の議員が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。承諾をお願いいたします。

恐れ入りますが、ただ今当選されました 5 人の方々より一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。

議長のほうで指名をいたしますので、自席にて順番にお願いいたします。

まず、古木孝宏君、お願ひいたします。

○17 番（古木孝宏君） 今回、ご選任いただきましてありがとうございました。前回に引き続きまして、広域行政について、しっかりとやらせていただきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（湯淺正司君） 続きまして、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ただ今、推薦によりまして広域議員を承りました。前回に続いて、広域議員としてしっかりと努めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（湯淺正司君） 続きまして、菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） ただ今ご指名いただきました菅でございます。阿蘇広域行政事務組合議会議員として推薦されました。阿蘇市の議会議員の代表として、しっかりと頑張っていきたいと思いますので、どうか皆さん、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯淺正司君） 続きまして、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 園田でございます。今回、初めて広域の議員として推薦をされました。諸先輩方といろいろ勉強させていただいて、阿蘇市の議員の代表としてしっかりと頑張ってまいります。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（湯淺正司君） 最後に、谷崎利浩君、お願ひいたします。

○8 番（谷崎利浩君） このたび、初めて広域の議員となることができました。ありがとうございます。阿蘇市の代表として、また阿蘇広域全体を見渡しながら、皆さんの方になるように頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（湯淺正司君） どうもありがとうございました。

追加日程第 13 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（湯淺正司君） 次に、追加日程第 13 「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 異議なしと認めます。従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことになりました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。

それでは、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、園田浩文君を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名しました園田浩文君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 異議なしと認めます。従って、ただ今指名しました園田浩文君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました園田浩文君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。承諾をお願いいたします。

恐れ入りますが、ただ今当選されました園田浩文君より一言ご挨拶を自席にてお願いしたいと思います。

園田浩文君、お願いします。

○9番（園田浩文君） ただ今、後期高齢者医療広域連合議員として推薦をいただきました。今後、高齢者が増えていく現阿蘇市でございます。いろいろな課題があると思いますが、しっかりと勉強もさせていただいて頑張っていこうと思います。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯淺正司君） どうもありがとうございました。

追加日程第14 提案理由の説明

○議長（湯淺正司君） 追加日程第14「提案理由の説明」。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速、平成31年第1回阿蘇市議会臨時会追加提案理由の説明をさせていただきます。

同意第1号、監査委員の選任について。本件は、議員のうちから選任した監査委員の任期満了に伴い、監査委員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

報告第1号、専決処分の報告について。本件は、平成30年11月6日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公用車の物損事故について、同年12月28日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第1号、工事請負契約の変更について。本件は、災害公営住宅新小里団地D棟建設工事請負契約について、変更契約を締結したいので、阿蘇市議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案3件、同意1件、報告1件、その他1件を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君） 以上で、市長の提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本臨時会に付議されました事件については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 異議なしと認めます。従って、本臨時会に付議された事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第 15 同意第 1 号 監査委員の選任について

○議長（湯淺正司君） 追加日程第 15、同意第 1 号「監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、田中則次君の退場を求めます。

〔田中則次君 退場〕

○議長（湯淺正司君） 総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 総務部長の高木です。よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、ただ今議題としていただきました同意第 1 号、監査委員の選任について、ご説明をさせていただきます。

議案書の 1 ページをお願い申し上げます。本件は、議員のうちから選任した監査委員の任期満了、2 月 10 日が任期満了でございました。任期満了に伴い、新たに監査委員を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

新たに選任したい監査委員は、田中則次議員でございます。ご審議いただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（湯淺正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第 1 号を採決します。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 異議なしと認めます。従って、同意第 1 号は、同意することに決定しました。

〔田中則次君 入場〕

○議長（湯淺正司君） ただ今決定いたしました田中則次君より、ご挨拶を承りたいと思います。どうぞ、ご演壇にお願いいたします。

○18 番（田中則次君） ただ今、皆様方のご同意をいただき、監査委員という非常に重要な役目を引き受けことになりました。今後は、常に法令及び条例、規則に従い、自らの判断と責任を持って誠実かつ厳正にその職務を遂行していきたいと思います。佐伯主任監査委員とともに一生懸命監査に努めたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

追加日程第 16 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（湯淺正司君） 追加日程第 16、報告第 1 号「専決処分の報告について」を議題と

いたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました、報告第1号、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。提案理由です。本件は、平成30年11月6日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公用車の物損事故について、同年12月28日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

詳細については、3ページの専決処分にてご説明いたします。

まず、1、損害賠償の相手といたしましては、記載のとおりでございます。

2、事故の詳細につきまして、平成30年11月6日、午後4時20分ごろ、阿蘇市一の宮町宮地504番地1、阿蘇市役所北側駐車場におきまして、市民部ほけん課の職員が運転する公用車が駐車していた甲の車両に接触、甲に損害を与えました。

3、損害賠償の額。市は甲に対し4万4,173円を支払う。なお、甲の損害額4万4,173円につきましては、全額車両の修理代でございます。市の過失割合が10割です。

4、和解事項といたしまして、本件事故に関して、今後双方とも裁判上または裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことを確認しております。

少し補足させていただきます。本件は、職員駐車場におきまして、ほけん課職員が方向転換のため公用車をバックさせたところ、後方確認を怠ったために駐車していた相手方車両のリアバンパーに接触し、損害を与えたものでございます。完全に職員の不注意によるものでございます。大変申し訳ありませんでした。今後、二度とこのようなことがないよう、安全運転の徹底、再発防止に努めてまいる所存でございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯淺正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

追加日程第17 議案第1号 工事請負契約の変更について

○議長（湯淺正司君） 追加日程第17、議案第1号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。土木部長。

○土木部長（阿部節生君） お疲れさまです。土木部長の阿部と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号、工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

議案集の4ページをご覧いただきたいと思います。

まず、提案理由でございますが、本件は災害公営住宅新小里団地D棟建設工事請負契約について、変更契約を締結したいので、阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、災害公営住宅新小里団地D棟建設工事です。変更前の契約金額は4億2,228万円、変更後の契約金額は4億5,325万3,307円。今回、変更による増額が3,097万3,307円でございます。

変更理由は、遠隔地からの資材調達及び労務者の確保が必要となり、設計変更が生じたため増額となったものです。

契約の相手方は、記載のとおりでございます。

若干補足説明を行わせていただきますが、本工事につきましては、昨年の2月臨時議会において議決いただき、本年4月からの入居開始を目指し、現在建設工事を進めております。今回の変更につきましては、熊本地震災害による被害が甚大で、県下全域で工事が集中し、労務者の不足や資材調達困難などにより入札不調が続くなど、復旧復興の妨げになってきたことから、その対応策としまして、増加する実費経費分を国・県が補助事業費として認めることになったため、復旧復興関連工事に限って契約に反映し、今回増額変更するものです。

以上、ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

8番、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） これは、2月の議案のときに追加といいますか、工事代の変更をしてもよいというような議決の仕方だったと思うんですが、まずこの補助がくるということですけれども、補助が何%なのかというのをお聞きします。

それと、遠隔地からの資材調達と労務者と書いてありますが、まず労務者の単価はいくらからいくらに上がったのか。何人ぐらい増えたのか。それと、資材はいろいろあると思うんですけれども、後ほど一覧表で出していただければ助かるんですが、大まかな説明としてどういったものが、どのくらい遠隔地だから上がったのか。その詳細の説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の質問にお答えいたします。

まず、補助率ですけれども、補助率は当初から申し上げたとおり4分の3が国庫補助になります。

それと、労務の単価でございます。今回の変更については、国・県が認める労務確保、それと資材等の調達ということでございますが、今回の労務費については、遠隔地からの宿泊費のみを計上させております。人員にして延べ3,319人分の宿泊費ということで計上させていただいております。

それと、資材についてですけれども、今回の契約に新たな資材ということではなくて、資材を調達するためのヤードの確保ということで、土地の借り上げ、それと覆工板等の仮設の分を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（湯淺正司君） 他にありませんか。

11 番、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番の市原ですけれども、今後も増額の計画があるのか。あるいは、また 4 月の完了に間に合うのか。その 2 点について、答弁を求めます。

○議長（湯淺正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） この変更契約は、一応実績ということで既に昨年の 7 月から 12 月までの労務費の宿泊分ということで、これは実績で併せておりますので、もう変更はございません。

それと、工期でございますけれども、工期は今月末が現在のところ工期となっておりますけれども、先ほど言いましたように資材等の調達などの影響がございまして、工期延長の検討をしているところでございます。そのため、若干の延長等は考えられますけれども、部長が説明したように、4 月の入居に間に合うように進めるということで考えております。

○議長（湯淺正司君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯淺正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 1 号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯淺正司君） ご異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第 18 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（湯淺正司君） 追加日程第 18 「委員会の閉会中の継続審査並びに調査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から会議規則第 111 条の規定によりまして、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査並びに調査の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長から報告のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯淺正司君） 异議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして本臨時会に付議されました事件は、すべて終了しました。

これをもちまして、平成 31 年第 1 回阿蘇市議会臨時会を閉会いたします。
どうも、お疲れさまでした。

午前 11 時 49 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記署名する。

平成31年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員